

加須市ごみ処理施設再編計画（案）

令和7年4月

加須市

目次

はじめに	1
第1章 基本的事項	
1-1 計画の位置付け	2
1-2 計画目標年度	2
第2章 ごみ処理施設の現状	
2-1 ごみ処理施設の概要	3
2-2 ごみ処理施設の修繕状況	3
2-3 ごみ処理の実績	4
第3章 ごみ処理施設の再編方針	
3-1 ごみ処理施設再編計画チャート図	5
3-2 ごみ処理施設整備スケジュール	5
3-3 ごみ処理施設再編に伴う整備資金計画	6
第4章 ごみ焼却施設の再編計画	
4-1 再編の基本方針	7
4-2 再編の課題	7
4-3 課題解消に向けた取組方針	8
第5章 粗大ごみ処理施設の再編計画	
5-1 再編の基本方針	13
5-2 再編の課題	13
5-3 課題解消に向けた取組方針	13
第6章 し尿処理施設の再編計画	
6-1 再編の基本方針	14
6-2 再編の課題	14
6-3 課題解消に向けた取組方針	14
第7章 浸出水処理施設の再編計画	
7-1 再編の基本方針	15
7-2 再編の課題	15
7-3 課題解消に向けた取組方針	15

はじめに（背景）

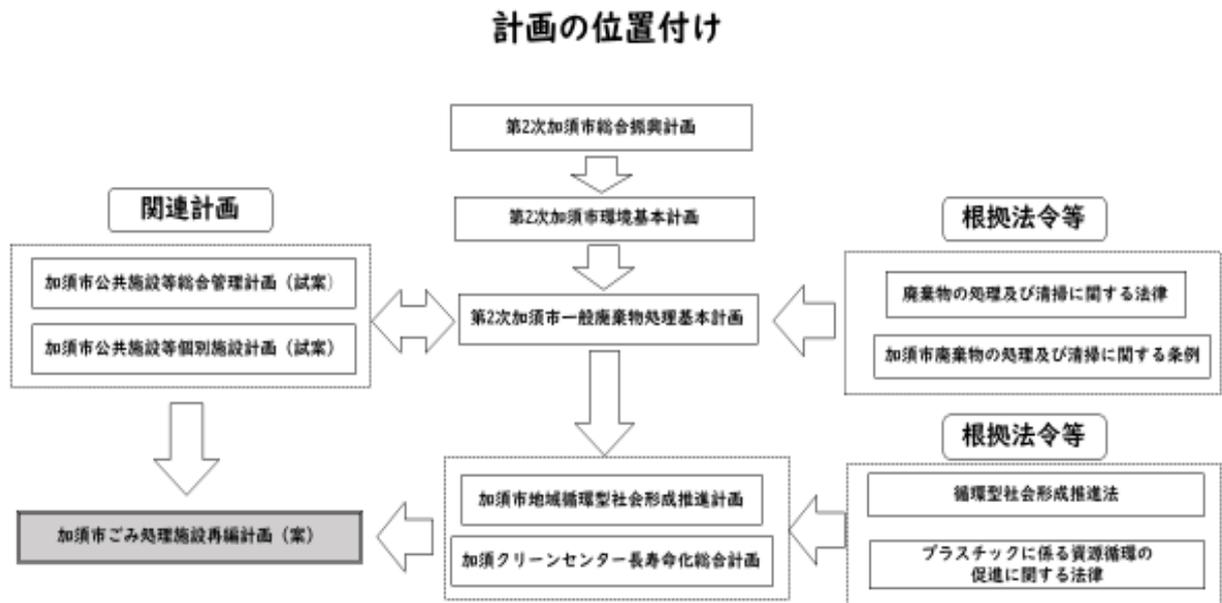
本市が所有する加須クリーンセンター及び大利根クリーンセンターのごみ焼却施設やし尿処理施設などのごみ処理施設は、そのほとんどの施設が竣工から 25 年以上経過しており、設備機器などの老朽化が著しく、継続的に安定したごみ処理業務を行うためには、施設の統廃合を含め、大規模な施設の改修等が必要となることから、令和 3 年 2 月策定の「第 2 次加須市総合振興計画」において、老朽化が見込まれる施設の再編等について検討することとしており、令和 4 年 3 月策定の「加須市公共施設等総合管理計画（試案）」、「加須市公共施設等個別施設計画（試案）」及び令和 5 年 3 月策定の「第 2 次加須市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみ処理施設再編の方向性を示している。

今後は、老朽化の著しいごみ処理施設の統廃合を含めた再編について、施設の長寿命化や強靱化に向けた施設整備の推進はもとより、市民生活に必要不可欠な日常的なごみ処理を将来に渡って安定的に継続していくため、より具体的に再編を進める必要がある。

第1章 基本的事項

1-1 計画の位置付け

本計画は、「第2次加須市総合振興計画」に基づくとともに、「加須市公共施設等総合管理計画(試案)」、「加須市公共施設等個別計画(試案)」及び「第2次加須市一般廃棄物処理基本計画」において示された、ごみ処理施設再編の方向性をより具体化した計画である。



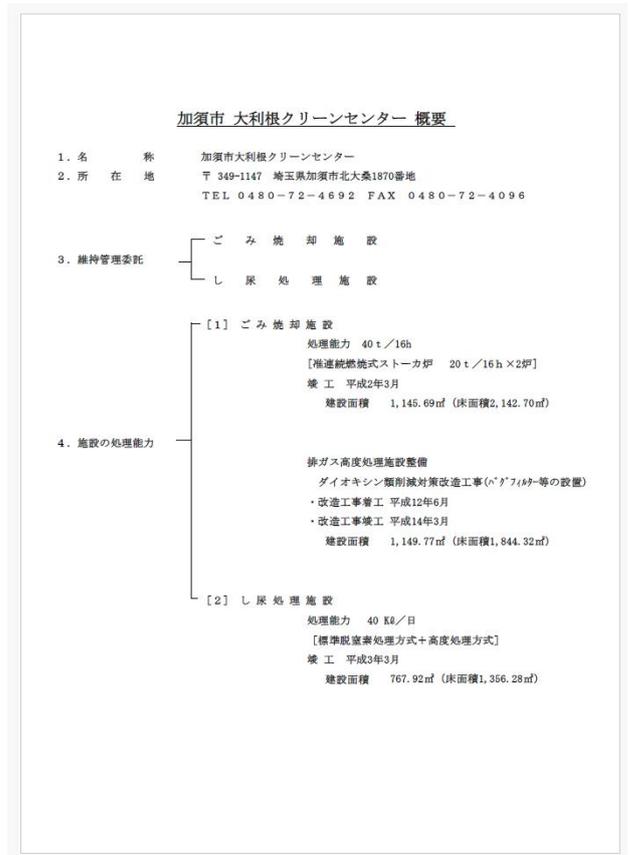
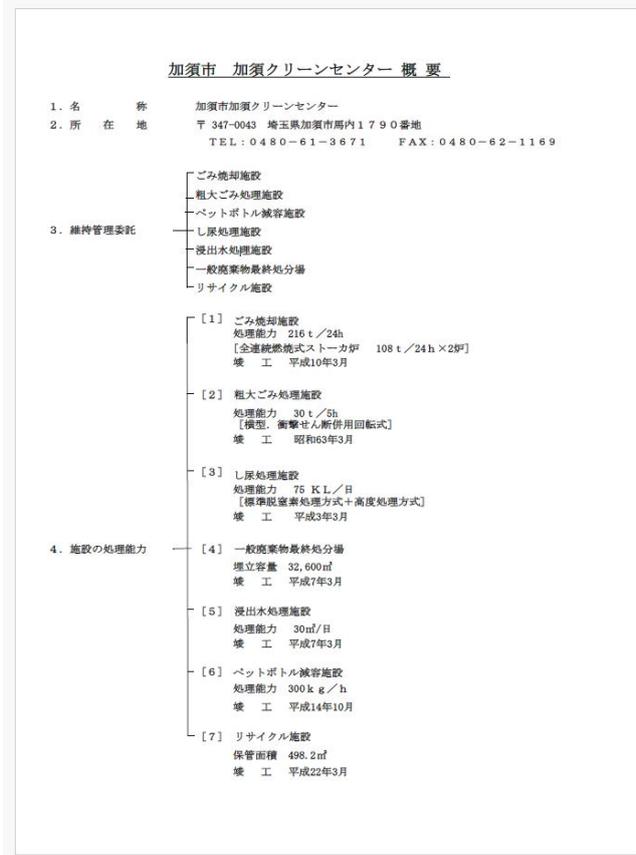
1-2 計画目標年度

本計画は、加須クリーンセンターのごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設、浸出水処理施設及び大利根クリーンセンターのごみ焼却施設、し尿処理施設について、計画的に統廃合を含めた再編を進めるためのもので、計画の初年度を令和7年度とし、目標年度を令和16年度とする。

ただし、今後の社会情勢の変化に伴う国の交付金制度の改正や本市の財政状況などにより、必要に応じて目標年度を見直す。

第2章 ごみ処理施設の現状

2-1 ごみ処理施設の概要



2-2 ごみ処理施設の修繕状況

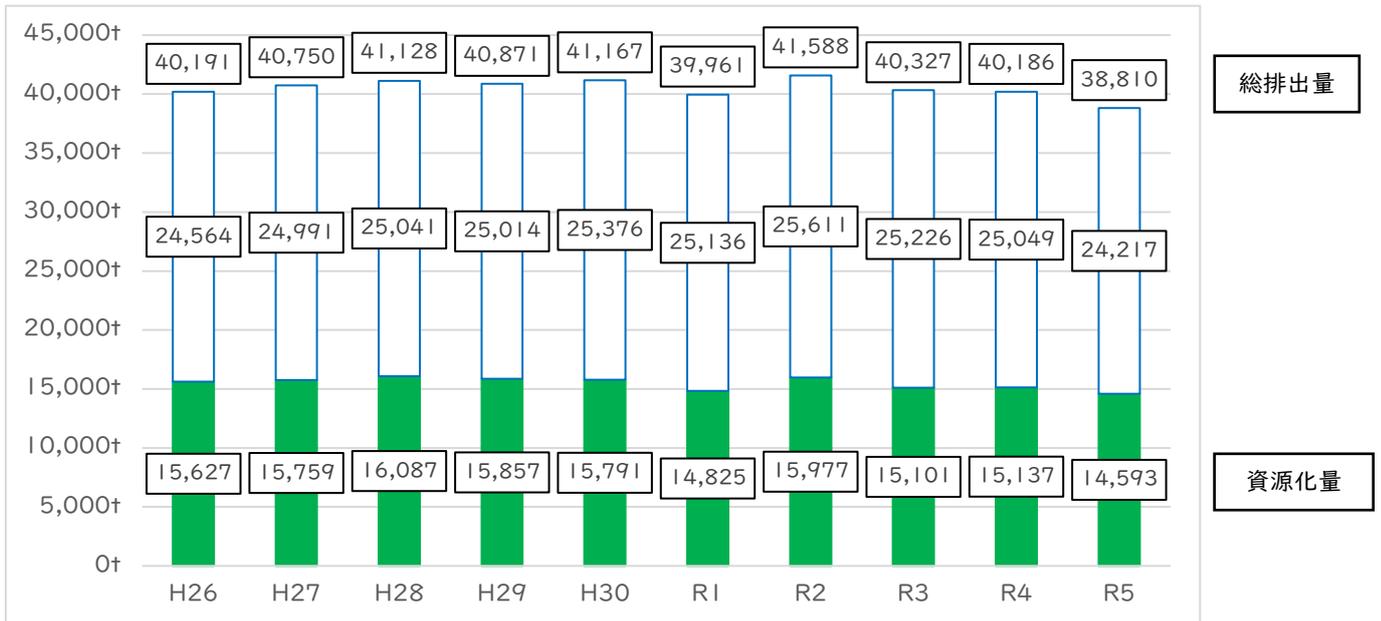
	加須クリーンセンター		大利根クリーンセンター	
	主な修繕内容	金額(円)	主な修繕内容	金額(円)
平成26年度	バグフィルター修繕ほか	139,833,688	ゴミクレーンバケット交換ほか	20,979,475
平成27年度	冷却ガス煙道修繕ほか	103,377,784	煙突清掃・排ガスダクト修繕ほか	136,923,048
平成28年度	屋上防水改修工事ほか	111,645,818	煙突底部修繕工事ほか	55,813,460
平成29年度	焼却炉内耐火物修繕ほか	119,692,715	焼却炉内天井部耐火物修繕ほか	33,826,723
平成30年度	灰出しコンベヤ修繕ほか	209,839,464	汚泥脱水機修繕ほか	56,987,280
令和元年度	焼却炉内耐火物修繕ほか	120,026,621	焼却炉内耐火物修繕ほか	40,369,803
令和2年度	ガス冷却室修繕ほか	196,651,070	火格子取替修繕ほか	38,431,249
令和3年度	焼却炉内耐火物修繕ほか	158,037,320	攪拌ブロワ交換修繕ほか	60,842,210
令和4年度	ゴミクレーン修繕ほか	159,281,320	バグフィルター修繕ほか	50,896,300
令和5年度	ろ過式集塵機修繕ほか	167,032,415	灰コンベヤ修繕ほか	72,048,940
合計金額		1,485,418,215		567,118,488

【過去10年間の修繕状況】

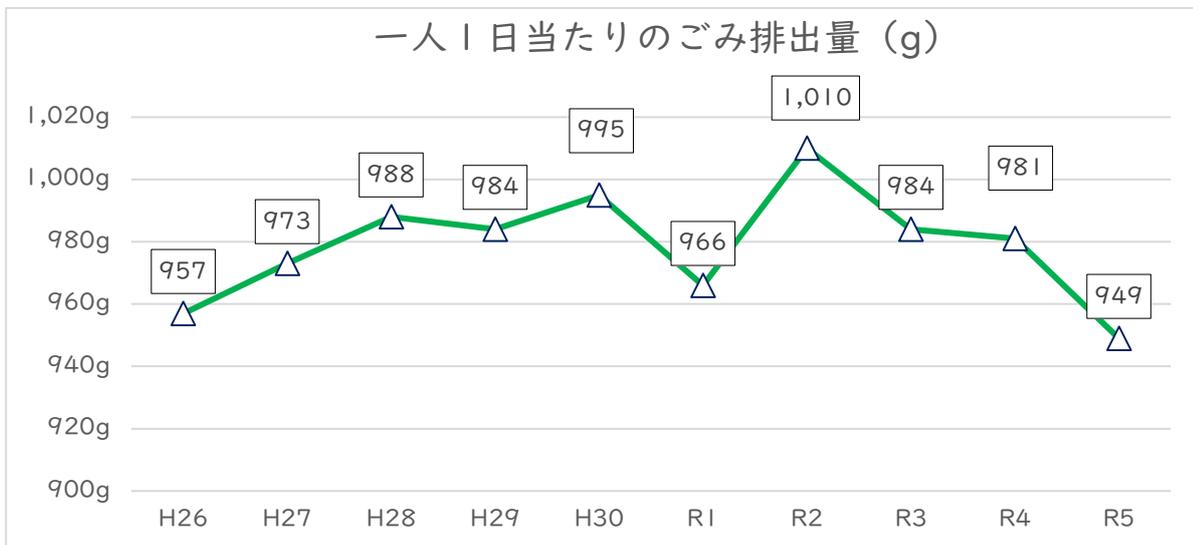
○金額は、加須クリーンセンターのごみ焼却施設、し尿処理施設、粗大ごみ処理施設、浸出水処理施設及び大利根クリーンセンターのごみ焼却施設、し尿処理施設の修繕に要した費用である。

2-3 ごみ排出量・資源化量の推移

ごみ排出量と資源化量 (t)

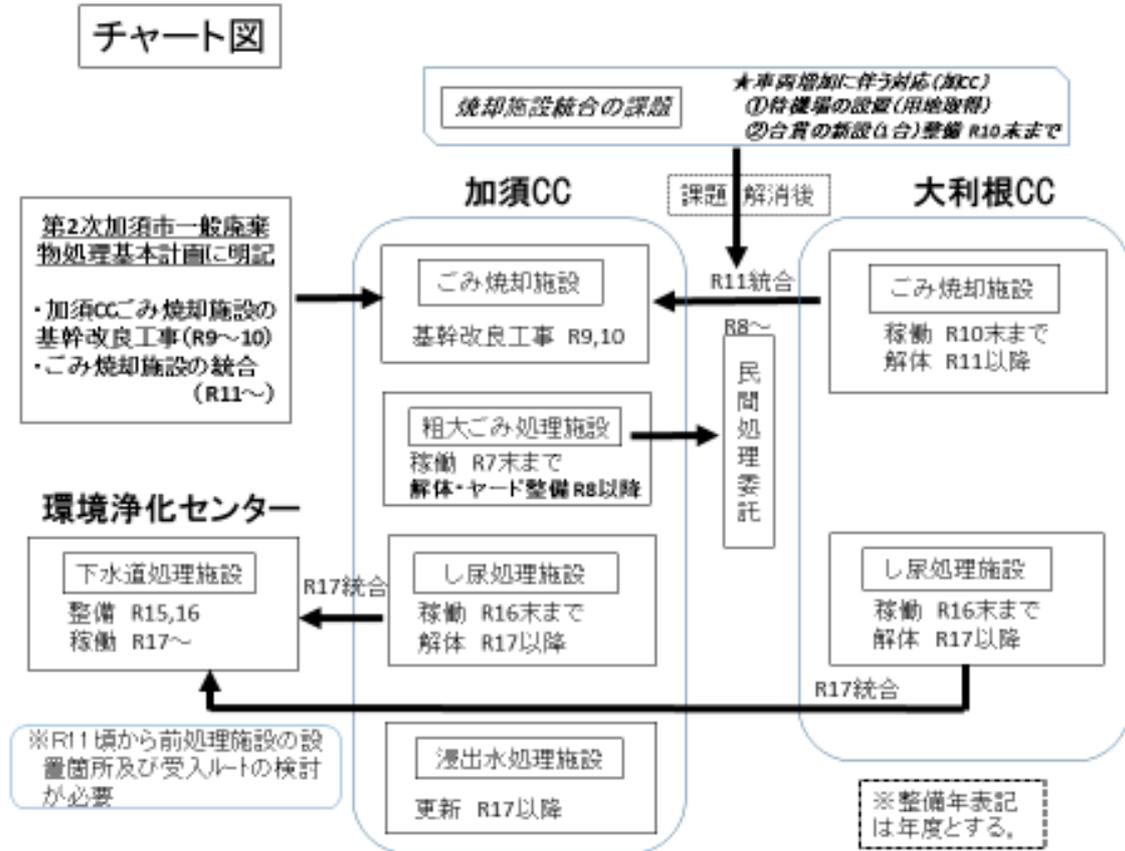


一人1日当たりのごみ排出量 (g)



第3章 ごみ処理施設の再編方針

3-1 ごみ処理施設再編計画チャート図



3-2 ごみ処理施設整備スケジュール 短期（10年以内）長期（11年～34年）

場所	施設	短期（10年以内）			長期（11年～34年）			最終目標
		第1段階 R6 3年以内	第2段階 R7・R8 5年以内	第3段階 R9～R13 10年以内	第4段階 R14～R18 15年以内	第5段階 R19～R23 20年以内	第6段階 R24～R37 21～34年以内	
加須クリーンセンター	焼却施設	統合			R11～市内全域のごみ焼却処理（燃やすごみ）			クリーンセンター機能は加須CCに集約
	粗大ごみ処理施設	計画策定R5,6	設計等R7,8	基幹改良R9,10	R8～民間事業者への委託処理（燃やさないごみ・粗大ごみ）			
	し尿処理施設	運転管理委託R5～7			解体・ヤード整備R8以降			
	浸出水処理施設	更新R17以降			施設整備R15,16 既存施設解体R17以降			
大利根クリーンセンター	焼却施設	廃止			R11～廃炉処理R11～解体R11以降			クリーンセンター機能は加須CCに集約
	し尿処理施設	統合			R17～下水道処理施設での処理			
環境浄化センター	下水道処理施設	計画調整R11～			施設整備R15,16			統合 R17～生し尿を下水道流入処理

3-3 ごみ処理施設再編に伴う整備資金計画

① 整備資金

(千円)

場所	施設種別	整備期間	総事業費	国費	地方債	一般財源
加須CC	ごみ焼却施設	R7～10	9,408,045	1,468,998	6,390,900	1,548,147
	粗大ごみ処理施設	R11～13	453,173	147,436	265,200	40,537
	し尿処理施設	R15～16	—	—	—	—
	浸出水処理施設	R17以降	—	—	—	—
大利根CC	ごみ焼却施設	R11～13	442,941	146,769	266,481	29,691
	し尿処理施設	R15～16	—	—	—	—
合計			10,304,159	1,763,203	6,922,581	1,618,375

※総事業費については、社会情勢の影響による資材費や人件費等の高騰により変動する可能性がある。

※国費は、資源循環社会形成推進交付金（対象事業費の1/3）を見込んだ額である。

※し尿処理施設新設の整備費については、今後、整備手法等の協議を経て試算する。

② 整備概要

場所	施設種別	費用換算年	整備内容等
加須CC	ごみ焼却施設	R7～10	基本設計等、施工監理、実施設計・基幹改良工事
	粗大ごみ処理施設	R11～13	地域計画、解体設計、解体工事 ヤード整備設計、ヤード整備工事
	し尿処理施設	R15～16	基本設計等、実施設計、解体工事
	浸出水処理施設	R17以降	長寿命化計画、基本設計、実施設計、更新工事
大利根CC	ごみ焼却施設	R11～13	解体基本設計等、実施設計、解体工事
	し尿処理施設	R15～16	基本設計等、実施設計、解体工事

第4章 ごみ焼却施設の再編計画

4-1 再編の基本方針

ごみ焼却施設は、令和9年度から令和10年度の2か年で加須クリーンセンターごみ焼却施設の基幹改良工事を行い、工事完了後の令和11年度から大利根クリーンセンターを加須クリーンセンターに統合するものとし、大利根クリーンセンターのごみ焼却施設は、令和10年度末をもって運転停止（廃止）とする。ただし、再編に伴う課題等が解決され、統合が可能となった場合は、令和10年度末を待たずに加須クリーンセンターに統合する。

4-2 再編の課題

① 地元周辺協議会との合意形成（加須及び大利根）

ごみ処理施設は、市の人口規模や処理するごみの種類などを考慮の上、施設規模を決定し、建設する場所も極力周辺住民などに影響を与えない地域を選定しているが、「迷惑施設」であることから、建設時の経緯を踏まえ周辺住民（地元周辺協議会）との合意形成を経た上で建設されており、施設の再編統廃合については、それぞれのクリーンセンターの地元周辺協議会との合意形成なくしては成り立たない。

また、大利根クリーンセンターは、合併前から土曜日と日曜日が開場していることや、周辺住民や自治会未加入者などの直接持ち込みの割合が高く、ごみ焼却施設の廃止により直接搬入ができなくなることへの経過措置期間等の配慮が必要となる。

② 自治会等への周知・説明

ごみ焼却施設の統合に当たり、市内の燃やすごみは全量加須クリーンセンターで焼却処理することから、受け入れ側の加須クリーンセンター周辺自治会及び排出側の北川辺・大利根地域の自治会への周知・説明が必要となる。

③ 統合後の搬入車両の対応（車両の集中化、搬入ルートなど）

ごみ焼却施設を加須クリーンセンターに統合すると、北川辺及び大利根地域からの委託収集、許可収集、一般持ち込み車両のすべてが加須クリーンセンターに集中することから、入口付近の渋滞緩和対策やセンター内での動線確保を含めた安全対策が課題となる。

また、北川辺及び大利根地域から加須クリーンセンターまでの搬入経路について、特に委託収集や許可収集などの事業車両は極力市街地や住宅街などを迂回する経路を選定する。

さらに、委託収集事業者については、搬入先までの距離が現在よりも延伸されることから、委託費の増額も見込まれる。

④ 大利根クリーンセンター廃止に伴う跡地利用の検討

ごみ焼却施設の統合完了後、し尿処理施設の統合を計画しており、両施設が廃止後の敷地（跡地）利用について、併せて検討する。

4-3 課題解消に向けた取組方針

①-1 地元周辺協議会との合意形成（加須及び大利根）

再編計画策定と並行して、地元周辺協議会に整備概要等について丁寧に説明するとともに、意見交換を行うなど十分な協議を重ねながら合意形成に向けて取り組み、協議終了後、施設の統廃合等に関する協定書を締結する。

①-2 大利根クリーンセンター直接搬入の経過措置

- ・ 大利根クリーンセンターごみ焼却炉の運転停止時期によらず（前倒して運転停止となった場合を含む）、地元周辺協議会と調整を図りつつ、一定の経過措置期間について検討する。
- ・ 委託収集業者の搬入については、可能な限り前倒して加須クリーンセンターに搬入できないか検討する。

② 自治会等への周知・説明

- ・ 加須及び騎西地域への周知・説明

加須クリーンセンター周辺自治会（礼羽、馬内、愛宕、土手、名倉、戸崎、上高柳地区）には、説明会を実施し、それ以外の地区は広報紙やホームページなどにより周知する。

- ・ 北川辺・大利根地域への周知・説明

北川辺・大利根地域の自治会には、地域ごとに説明会を開催する。

③-1 北川辺地域及び大利根地域からの事業車両通行経路

・北川辺地域及び大利根地域の一部地区からの経路①

→埼玉大橋から、加須大利根工業団地を右折し、大越方面から樋遣川地区を通過し、県道三田ヶ谷礼羽線から加須クリーンセンターへ向かう。

・大利根地域の大部分の地区からの経路②

→国道125号南篠崎交差点から市道138号線（工業団地通り線）の高架により線路を越え、花崎地区を通過し、県道久喜騎西線バイパス及び市道6574号線（県道加須鴻巣線から西側は現在整備中）を右折して加須クリーンセンターへ向かう。



③-2 加須クリーンセンターへの車両増加対策（待機場の整備）

車両増加の対策として、隣接地に待機場用地を取得し、市道及び県道での交通事故防止対策を講じるとともに、場内の混雑緩和を図る。



拡大図 ↓



③-4 ごみの直接搬入予約システムの導入（効率的な搬入）

先行自治体を参考に、ごみの直接搬入の予約システムを調査研究し、導入に向けた検討を進める。

なお、導入の際は、土曜日、ゴールデンウィーク、年末年始など、例年混雑する期間を試行的に導入し、その結果を検証する。

④ 大利根クリーンセンター跡地利用の検討

本指針の整備スケジュールでは、先行してごみ焼却施設の統合を進める方針であるが、令和17年度にし尿処理施設の統合を計画していることから、令和11年度以降に庁内会議などにおいて敷地全体の跡地利用に関する検討を行い、令和16年度頃までに方針を決定する。

ごみ焼却施設以外の用途変更は、都市計画の変更の手続きが必要となるので留意する。

第5章 粗大ごみ処理施設の再編

5-1 再編の基本方針

粗大ごみ処理施設は、昭和63年3月竣工の施設であり、建設当時のごみに対する処理の考え方は「燃やすか埋めるか」といった考え方であったが、社会情勢も変遷し、ごみの焼却や最終処分に対しては様々な法律が制定され、減量化や資源化を推進することとなった。

そのため、現在の社会情勢に合わせた処理を行うためには、施設自体の更新が必要となり、膨大な費用が掛かることから、施設の更新は行わず、令和8年度から市内の中間処理事業者に処理委託をする。

また、既存施設は令和8年度以降に解体し、跡地には燃やさないごみや粗大ごみを選別する作業場や選別後の資源ごみなどを一時保管する保管ヤードを整備する。

5-2 再編の課題

- ① 施設の老朽化が著しいことから、令和7年度中に機能停止するおそれがある。
- ② 既存施設の解体後の跡地を有効に活用できるよう、場内全体の車両の動線とともにごみ選別後の保管品目の優先順位付けや効率的な搬出計画などについての協議・調整が必要となる。

5-3 課題解消に向けた取組方針

- ① 施設の老朽化が著しく、破碎機の処理効率も低下していることから、令和7年度末までは小破修繕や部品交換を行い、令和8年度からは民間事業者に処理を委託する。

また、令和7年度末までに、施設の基幹部分の故障や破損が発生した場合は、修繕を行わずに運転を停止し、予算（補正等）の確保とともに速やかに民間事業者に処理を委託する。

併せて、運転管理事業者との運転停止による委託料の減額についても調整する。

粗大ごみ処理施設跡地は、解体後、保管ヤードを整備し、金属や家具類など資源ごみを保管する。

- ② 場内の車両の動線については、ごみ焼却施設の統合に合わせ、燃やさないごみ及び粗大ごみ等の搬出入に係る車両の動きを共有していく。

また、現在、施設運転管理委託として、機械設備の運転・メンテナンス、搬入ごみの選別などを行っているが、施設運転停止による民間処理委託後についても、搬入される燃やさないごみや粗大ごみの選別作業は行うものとし、危険ごみの除去や資源ごみの選別を継続する。

作業場や保管ヤードの整備については、一般市民や事業者など不特定多数の搬出入車両が見込まれるため、死角部分を少なくし安全に配慮したスペースを確保する。

第6章 し尿処理施設の再編

6-1 再編の基本方針

現状では、加須クリーンセンター又は大利根クリーンセンターのいずれかの施設に統合するだけの処理能力を有しておらず、敷地面積等の状況からいずれかのクリーンセンター内に処理施設を新設することは困難である。

先進事例等を踏まえた中で、下水道処理施設（環境浄化センター）でのし尿処理に向けた調査・検討を進めており、令和15年度～令和16年度の2か年で施設整備を行い、令和17年度から市内のし尿を処理する。

6-2 再編の課題

- ① 管轄の違い（国土交通省と環境省）や整備手法などについて、さらなる情報収集が必要となる。
- ② 周辺住民との合意形成が必要となる。
- ③ 既存施設停止後の施設解体及び跡地利用の検討が必要となる。

6-3 課題解消に向けた取組方針

- ① し尿処理を環境浄化センターにおいて行う場合は、少なくとも整備開始予定年（令和15年度）の5年前から下水道課と、各種計画等（地域計画や長寿命化計画の策定、環境アセスメントの実施などを想定）の必要性や処理方法、施設設置位置などについて、協議・調整を行う。
- ② 地元自治会や周辺住民に対する説明会を開催し、合意形成に向けた調整を行う。
- ③ 両クリーンセンターのし尿処理施設解体後の跡地利用について、令和17年度までに検討していく。

大利根クリーンセンターについては、ごみ焼却施設及びし尿処理施設が廃止となるため、ごみ処理施設以外の目的の利用も可能となることも踏まえた検討を行う。

第7章 浸出水処理施設の再編

7-1 再編の基本方針

浸出水処理施設は、最終処分場内から発生する浸出水を処理し、場外の公共用水域に放流するための施設であり、現在は、焼却灰や不燃残さ物の埋立処分を市外の民間処分場で行っており、災害などの緊急時に備えて市所有の最終処分場は使用していないため、現有施設の埋立が終了し、浸出水の水質基準など廃棄物処理法で定められた廃止条件を満たすまでの期間は浸出水の水質管理を継続する必要がある。

既存施設の老朽化の状況を踏まえ、令和17年度以降に更新を予定する。

7-2 再編の課題

浸出水の水質の管理は、最終処分場を閉鎖しない限り継続する必要があることから、リスク管理も踏まえ、最終処分場の閉鎖を検討する必要がある。

7-3 課題解消に向けた取組方針

将来的な民間最終処分場の状況や水質管理継続及び施設更新に関する費用対効果などを踏まえ、最終処分場の閉鎖に向けた協議を検討する。